

日本語教育能力の判定に関する報告(案)

本報告(案)には、国民からの意見募集の結果の一部を本日の審議の参考のために点線の枠内に記載しています。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

令和2年1月30日

日本語教育能力の判定に関する報告(案)

目次

はじめに

I 養成・研修体系の中における日本語教師の資格の位置付け . . . 1

1. 日本語教師の資格や養成に関する課題
2. 日本語教師の資格の位置付け

II 日本語教師の資格の位置付け . . . 7

1. 日本語教師の資格制度創設の目的 . . . 7
 - (1) 日本語教師の質の確保 . . . 7
 - (2) 日本語教師の量の確保 . . . 8
 - (3) 日本語教師の多様性の確保 . . . 9
 - (4) 日本語教師の資質・能力の証明 . . . 10
2. 日本語教師の資格制度の枠組み . . . 11
 - 【1】資格の名称
 - 【2】資格取得要件
 - 【3】試験実施及び登録の体制 . . . 19
 - 【4】資格の有効期限
 - 【5】欠格事由
 - 【6】経過措置 . . . 20
 - 【7】更新講習 . . . 21
 - 【8】日本語教師の資格の社会的な位置付け . . . 24
3. その他（詳細な検討が必要な事項） . . . 27
 - (1) 試験について
 - (2) 指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割について
 - (3) 更新講習について
 - (4) 試験免除等の措置について . . . 28

<巻末参考資料>

- 1 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」概要
- 2 日本語教師（養成修了段階）に求められる教育内容【必須の教育内容】
- 3 出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」抄
- 4 出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」解釈指針 抄

I 養成研修体系の中における日本語教師の資格の位置付け

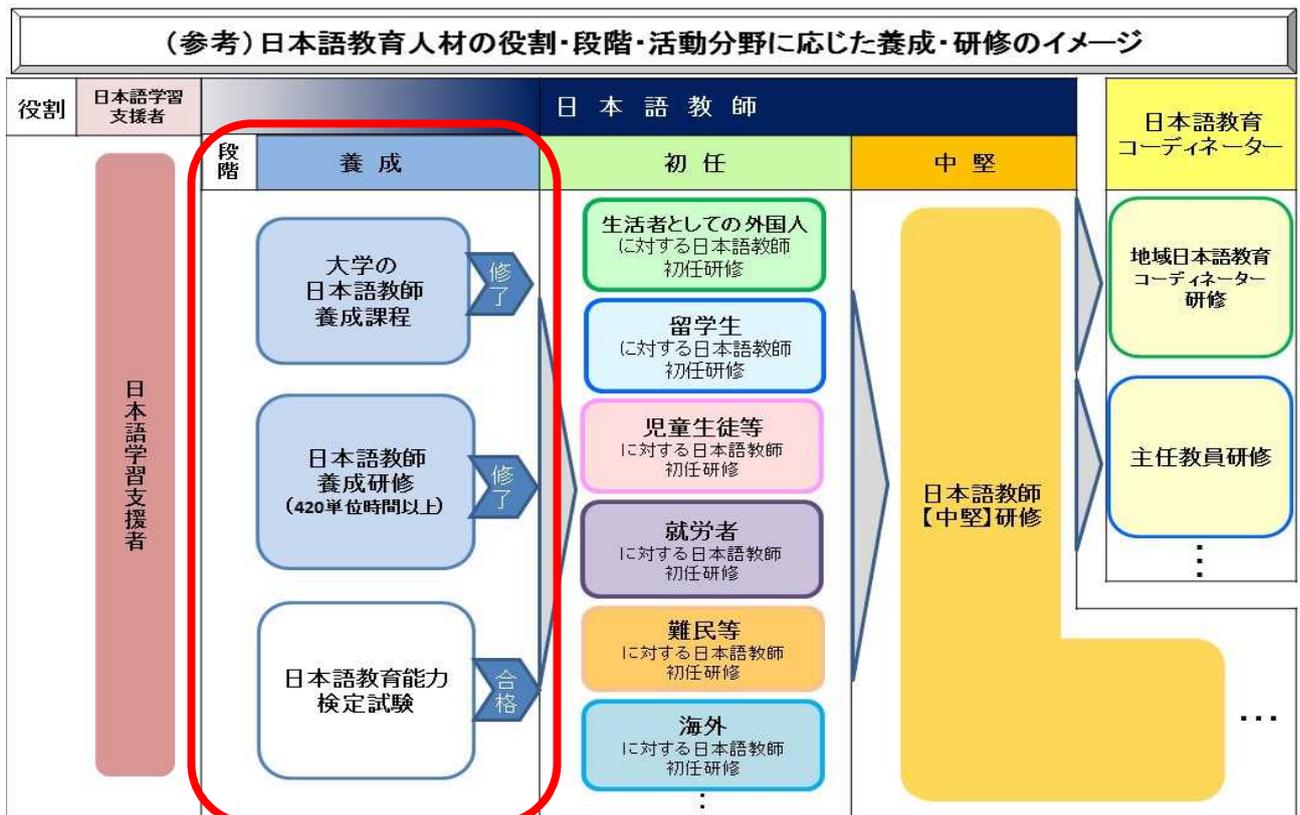
1. 日本語教師の資格や養成に関する課題

- 現在、日本語教師の資質・能力を証明する公的な資格はない。出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」の教員要件はあるものの、日本語教師の資質・能力を正面から担保する仕組みは必ずしも十分とは言えない。
- 大学の日本語教師養成課程や民間の日本語教師養成研修の教育内容及び質が均質とは言えず、養成された日本語教師の資質・能力にばらつきが生じている。
- そのため、日本語教育が必要な学校をはじめとする教育機関や企業・事業者、地方公共団体等が専門性を有する日本語教師の確保に苦慮している。また、ボランティアによる日本語学習支援が行われているが、人員的にも専門的にも限界である。

2. 日本語教師の資格の位置付け

日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）（以下、「養成・研修報告書」という。）に記載された養成・研修の考え方を前提とする。

日本語教師の養成・研修の体系は「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」において以下の図のとおり示されている。



「養成・研修報告書」においては，日本語教師を含む日本語教育人材を役割，段階，活動分野に分け，次のように整理した。

(1) 役割	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	(2) 段階	養成	日本語教師を目指し，日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育 コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善，日本語教師等に対する指導・助言を行うほか，多様な機関との連携・協力を担う者		初任	日本語教師養成段階を修了し，それぞれの活動分野に新たに携わる者。 当該活動分野で0～3年程度の日本語教育歴にある者。
	日本語学習 支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに日本語学習者の日本語学習を支援し，促進する者		中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験(2400単位時間以上)を有する者。 当該活動分野で3～5年程度の日本語教育歴にある者。

(3) 活動分野 ※本報告では●の6つの活動分野を提示。		
<国内> ●「生活者としての外国人」 ●就労を希望する在留外国人 <海外> ●海外における日本語教育	●留学生 ●難民等	●日本語指導が必要な児童生徒等 ※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示

今回検討を行う日本語教師の資格とは，「日本語学習者に直接日本語を指導する者」としての日本語教師の資質・能力（専門性）を判定するための制度である。この資格制度を通じて，日本語教師を目指し，日本語教師養成課程等で学ぶ者（いわゆる，養成修了段階の日本語教師）の資質・能力（専門性）が判定されることになる。

日本語教師の養成，初任・中堅の各段階で求められる専門性は次のとおりである。
本資格は，前述のとおり，養成修了段階の日本語教師を対象としており，下記の専門性を有することを示すものである。

<日本語教師の段階に応じて求められる専門性>

<div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">養成</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教育に関する専門的な教育を受け，第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し，日本語教師としての専門性を持っている。 ○国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき，日本語指導を行うことができる。
初任	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教育に関する専門的な教育を受け，第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し，かつ活動分野や学習対象者に応じて求められる日本語教師としての専門性を持っている。 ○国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき，体系的・計画的に分野別の日本語指導を行うことができる。
中堅	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教育に関する専門的な教育を受け，第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能及び十分な経験を有し，日本語教師としての高度な専門性を持っている。 ○国内外の日本語教育現場で学習者に応じた日本語教育プログラムを策定し，体系的・計画的に日本語指導を行うことができる。

日本語教師の養成終了段階に求められる資質・能力は，知識・技能・態度に分類され，次ページの表1のように示されている。

そして，これらの資質・能力を身に付けるために必要となる「日本語教師（養成）における教育内容」は，教育実習を含む「必須の教育内容」として50の項目が示されている。

知識	技能	態度
<p>【1 言語や文化に関する知識】</p> <p>(1) 外国語に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。</p> <p>(2) 個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(3) 日本語教育プログラムやコースにおける各科目や授業の位置付けを理解し、様々な環境での学びを意識したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。</p> <p>(4) 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(5) 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた内容・教材（ICTを含む）・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p>(7) 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。</p> <p>(8) 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(9) 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p>【3 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】</p> <p>(10) 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(11) 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムのコースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。</p> <p>(2) 学習者の日本語能力等に応じて教育内容・教授方法を選択することができる。</p> <p>(3) 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。</p> <p>(4) 学習者に応じた教具・教材を活用または作成し、教育実践に生かすことができる。</p> <p>(5) 学習者に対する実践的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。</p> <p>(6) 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返り、改善を図ることができる。</p> <p>【2 学習者の学ぶ力を促進する技能】</p> <p>(7) 学習者の日本語学習上の問題を解決するために学習者の能力を適切に評価し指導する能力を持っている。</p> <p>(8) 学習者が多様なリソースを活用できる教育実践を行う能力を持っている。</p> <p>(9) 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(10) 学習者が日本語を使うことにより社会に貢献することができる。それを教育実践に生かすことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする。</p> <p>(2) 日本語そのものの知識だけでなく、歴史、文化、社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教育実践に活かそうとする。</p> <p>(3) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。</p> <p>(5) 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感じさせることを、常に自覚し、自身のもの見方を問い直そうとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(6) 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協力しようとする。</p> <p>(7) 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、学習者の言語・文化の多様性を尊重しようとする。</p>

日本語教師の資格を検討するに当たっては、現行の法務省出入国在留管理庁が告示をもって定める日本語教育機関（以下、「告示日本語教育機関」という。）の教員要件との接続を視野に考えることが必要である。

外国人留学生を受け入れることができる「告示日本語教育機関」の教員要件は、「日本語教育機関の告示基準」の第1条第1項第13号に次のように定められている。

【日本語教育機関の告示基準（平成30年7月30日、令和元年8月1日改正）抜粋】

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

現行、国内外の機関・団体が日本語教師を求める際の条件として、同要件が援用されているという状況がある。

日本語教師の活動分野は、多様であるが、専門家としての日本語教師の活動分野の例としては、次のようなものが考えられる。

＜専門家としての日本語教師の活動の場の例＞

- 法務省出入国在留管理庁が告示をもって定める日本語教育機関の教員
- 地域の日本語教室における日本語教師や地域日本語教育コーディネーター
- 大学等の日本語教育プログラムを担当する日本語教師
- 企業等における日本語研修担当者
- 学校等における日本語指導員
- 外国人と関わる日本人に対する異文化理解やコミュニケーション研修の担当者

日本語教師は、日本語教育者となった後も、活動分野や段階に応じた研修を受講し、初任・中堅・日本語教育コーディネーターのように自らの専門性を高め、多様なキャリアパスを構築していくことが求められている。

今回検討する日本語教師の資格は、これらの日本語教師のキャリアパスの入口に立つ者の専門性を担保するものであり、日本語教師の職位・職階等に応じた能力証明の第一歩となるものである。

Ⅱ 日本語教師の資格の位置付け

1. 日本語教師の資格制度創設の目的

○外国人等に日本語を教える日本語教師の資質・能力を確認し証明するための資格を定めて、日本語教師の質の向上及びその確保を図り、もって国内外の日本語教育を一層推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進及び友好関係の維持発展に寄与することを目的とする。

(1) 日本語教師の質の確保

○日本が外国人材の受入れを表明する上で、コミュニケーション支援として日本語教師の質を高め、有資格者の活躍の促進により外国人に対する日本語教育の質を向上させることは、外国人が我が国で活躍し、安心して生活できる基盤を構築することにつながる。教育の質の担保は、受け入れる外国人及びその家族にとって大きな安心となる。

○専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、外国人を雇用する企業や事業者、地方公共団体、学校等が専門家としての日本語教師を雇用する際の判断基準が明確になり、質の高い日本語教育の普及につながる。

○海外における日本語学習熱の高まりを受け、世界中で日本語教育の需要が増している。日本語教師の質が確保されることにより、海外での日本語のプレゼンスの向上につながる。

○日本語教師の質が確保されることにより、地域における「生活者としての外国人」の日本語教育に携わるボランティアの負担を軽減し、日本語学習環境の整備に大きく資するとともに、ボランティアの本来の活動を促進することにつながる。

○職業として日本語教師をしている者の資質・能力の向上のために考えられる方策を一つの仕組みで解決するためには、公的な資格制度を設けることが最も効果的である。

意見募集より

- ・日本語教師の質の向上と地域日本語教室のボランティアに携わる人の負担の軽減がどのように関連するのかが分かりにくい。
- ・「公的な資格制度を設けることが最も効果的である」ことについては賛成。位置付けが変わることで、政府、国民の日本語教育のための意識が変わり、日本語教師に対する認知が高まるとともに職業地位の向上が期待できる。
- ・質の確保だけで、課題が解決するとは思えない。日本語教育業界や職業として処遇を含めた魅力に欠けるために、優秀な人材を逃しているのではないか。国・業界団体が日本語教師の魅力向上に努めるべきである。

(2) 日本語教師の量の確保

- 日本語教育に関する専門的な教育を大学等の教育課程で受けても、日本語教師として活躍していない層が相当数存在すると考えられることから、公的な資格創設により社会的地位を示すことによって、潜在する日本語教育人材の掘り起こしにつながる。
- 政府の働き方改革などにより、女性やシニア層の活躍、副業・兼業が一層進むことにより、新たな職業分野として日本語教師への注目が高まることが考えられる。日本語学習者が多様化する中で、多様な職業分野の専門性や豊富な経験を有する人材の新たな活躍の場として期待される。
- 日本語教師と共に、日本語学習支援者として日本語教室に関わる人材に対する研修機会を充実させることにより、日本語教育人材の裾野を広げていくことも必要である。

意見募集より

- ・日本語学習支援者の研修機会の充実について述べられている部分は大切であり内容に賛成する。日本語教師の裾野を広げることにつながると期待される。
- ・日本語教育に関する専門的な教育を受けても、日本語教師として活躍していない層は相当数存在する。量の確保のためには人材の掘り起こしが必要である。
- ・日本語教師の量の確保は、要件の緩和で実現されるものではなく、公的資格とすることにより、社会的位置付けを明らかにし、職業としての魅力を広め、目指される職業として参入者を増やすことで実現すべきである。

(3) 日本語教師の多様性の確保

- 日本語教育が必要な分野・層が拡大する中、多様な背景を有する日本語教師が求められている。そのため、社会人を含む幅広い層に目指される職業となることが求められている。
- 特に、就労者（技能実習や特定技能を含む）及び就労希望者に対する日本語教育を担う人材が不足しており、職業分野別あるいは業種別の日本語教育プログラムを実践できる日本語教師が求められている。
- このほか、「生活者としての外国人」や留学生、日本語指導が必要な児童・生徒等、難民等に対する日本語教師のほか、海外に赴く日本語教師など、日本語教育が必要な分野は広がっていることから、日本語教育の専門性に加えて、様々な経験を生かし多様な人材が活躍できる職業となっている。
- 上記の理由から、社会人経験者を対象とした日本語教師養成研修など、多様なルートから日本語教師を目指せるよう、配慮することが必要である。

意見募集より

- ・資格と安定した雇用とが結び付いていなければ量の確保に至ることはできないのではないだろうか。例えば、児童生徒への日本語教育が必要とされているものの、学校現場に専門家として日本語教師が関われる制度はない。各分野の雇用と結び付けられるよう、公的な資格としていくべきである。
- ・日本語教師が学習者の多様性に対応する上で、教師として基礎となる資質・能力を身に付けた者が、初任・中堅といった段階別の研修あるいは児童生徒や就労者といった対象別の研修を受けることで、基礎力を有する日本語教師が一層の多様性を持てるようになると思う。

(4) 日本語教師の資質・能力の証明

- 日本語教師の資格制度は、専門家としての日本語教師の資質・能力の証明のために、設けるものである。
- 専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、日本語教育機関をはじめ、外国人を雇用する企業や事業者、地方公共団体、学校等が日本語教師を雇用する際の判断基準が明確になり、質の高い日本語教師が確保しやすくなる。
- 専門性を有する日本語教師が、自らの資質・能力の証明を資格制度によって容易に行えるようになることで、より良い職業選択につながりやすくなることが期待される
- 専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、日本語教育機関の教育の質の向上につながり、国内外の外国人に対する日本語教育の推進にも資すると考えられる。

意見募集より

- ・今回は養成修了段階を対象として日本語教師の資格を設けること自体に異論はない。日本語教育の対象者の多様化を踏まえ、今後、日本語教師の段階別・活動分野別の資格なども検討するのはどうか。
- ・資格創設に賛成する。ただし、日本語教育の幅広い活動分野に一つの資格がなじむのか疑問が残る。海外では、CEFRに準拠するような教員資格など、言語教師能力認証が始まっているとも聞く。今回は、飽くまで日本語教師の初の資格としては良いが、今後海外の動向も参考により良い資格の在り方について改善に向けた検討も期待したい。
- ・資質・能力の証明ができたとしても日本語教師の活躍の場が制限される状況では課題解決にならない。学校や夜間中学・夜間学校のような公的教育機関において公認日本語教師による教育が受けられるよう社会的環境やシステム構築につなげる仕組み作りも併せて必要である。
- ・今回の資格は主な対象を国内に限定すべきである。海外は英語圏、漢字圏その他で、教育事情や教師資格の条件などに違いがある。海外の学校等教育機関で活躍する日本語教師は、海外で養成・研修することが必要ではないか。
- ・海外で活動している日本語教師への資格認定も、国内と分け隔てなく行われるようにすべき。

2. 日本語教師の資格制度の枠組み

【1】資格の名称

○日本語教師の資格の名称は「公認日本語教師」とする。

意見募集より

- ・日本語教育の専門性が公的に認められ、資格となることで、職業としての社会的な認知が向上し、処遇・雇用条件の改善につながることを期待できる。
- ・資格制度の創設が今後研修制度とも関連して一層充実し、日本語教師の職階や職位とつながり、日本語教師のキャリアパスにつながることを期待する。
- ・資格制度の創設により日本語教育機関の教育理念や内容・方法などが一定の方向性に収斂（れん）され、独自性が失われる恐れがあるのではないか。

【2】資格取得要件

- 資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を有する者を判定するため、「養成研修報告」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容（以下、「必須の教育内容」という。）に基づいた知識の有無を測定する試験の合格を要件とすることが適当である。
- 日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とすることが適当である。
- これからの時代、多様な国籍、背景、ニーズを持つ外国人と向き合い、対応できる日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることから、学士以上の学位を有することを要件とすることが適当である。
- 年齢・国籍・母語を資格の要件としない。

意見募集より

- ・試験と教育実習導入に賛成する。また、学士以上の要件についても地位向上という観点から適切。
- ・日本語の教育能力のある非母語話者の日本語教師が世界各地で日本語教育に携わっていく時代であるから、国籍や母語などの要件は設定すべきではない。
- ・年齢や国籍・母語を要件としないことについて理解できるが、外国人日本語教師の日本語コミュニケーション能力をどのように判断するのか検討が必要ではないか。

資格取得要件 1 : 試験

(1) 受験資格

○受験資格は設けないこととする。

例えば，大学在学中に受験・合格し，大学卒業と同時に，資格取得要件を満たした上で，登録することは可能とする。

意見募集より

- ・ 受験資格を設けないことについて賛同する。
- ・ 日本語教師を増やす必要はあるが，それ以上に日本語教育の質が重要である。日本語教師の専門性を担保する一定のレベルを保つ試験は適当である。
- ・ 大学や養成機関で学んでいない人が「多様な背景を有する，日本語教師を目指す者」として試験を受けるのが妥当である。若い世代だけでなく，社会人経験者や主婦，シニア世代など幅広い年齢層が資格取得を目指せるよう，さまざまなルートを準備していただきたい。
- ・ 日本語教育能力検定試験は，日本語教師の要件となる試験として歴史もあり，また内容も日本語教育に関する能力を測るには適切であるが，実技を伴わない点が問題であった。試験合格者が教育実習を履修した上で，その修了をもって資格授与という提案は望ましい。

(2) 内容

- 日本語教師としての専門性を有する者を判定するための試験の内容は、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容である「必須の教育内容」に基づくものとする。

<必須の教育内容>

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー
(11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー
(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践
(22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法
(25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画 (28)教育実習
(29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育
(35)日本語教育とICT (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系
(44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範
(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力
(50)異文化調整能力

- 試験の内容のほか、試験の方法について今後検討する必要がある。

- ・ 必須の教育内容に示された項目をより実践的かつ知識偏重でないものにすべき。例えば実技試験あるいは日本語教師検定で実施しているような授業を見て、問題点を記述する試験を課すことも一案である。
- ・ 日本語教育能力検定試験は、日本語教師に必要な専門的知識を問うために研究され実施されてきた試験であり、これに代わる試験を創設するよりも従来の試験を生かす方向で進めるのが良いのではないか。
- ・ 日本語教育能力検定試験の内容を「必須の教育内容」を踏まえて修正して活用するのが合理的ではないか。
- ・ 生活者にも留学生，就労者，児童生徒に対しても現代社会において必要となるキャリア教育を必須の教育項目に加えるべきである。
- ・ 試験合格を必須条件とすることには賛成だが，国家試験とするならば受験希望者に過度な負担を掛けない配慮が必要。複数地域で年数回実施など，受験機会が担保されるよう努めるべき。将来的にはオンライン受験ができるようにしてほしい。
- ・ 試験実施には賛成するが，日本語教師を目指す人が前もって進学や就職のために準備できるよう移行期間をしっかりと確保してほしい。

資格取得要件 2 : 教育実習

(1) 教育実習実施機関及び指導時間

- 日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とする。(再掲)
- 教育実習実施機関は、大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とし、これらの機関は、教育実習の一部を外部の日本語教育機関等と連携して実施することを可能とする。
- 大学の日本語教師養成課程(主専攻45単位,副専攻26単位以上)において、教育実習(1単位以上)を必ず履修し修了することとする。
- 文化庁届出受理日本語教師研修実施機関(420単位時間以上)において、教育実習(45単位時間以上)を必ず履修し、成績評価を受け、修了を認定されることを要件とする。
- 教育実習の時間数は、最低基準を示すこととする。1単位時間は45分以上とする。
- 教壇実習については、大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関が用意した機関・団体で実施することとし、海外も認めることとする。
- 教育実習実施機関は、留学生に加え、「生活者としての外国人」や就労者、児童生徒等、海外など、日本語教師の活動分野となる多様な教育実習現場を設定するよう努めることとする。

(2) 内容

- 日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とする。
- 日本語教師の教育実習の内容は、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容である「必須の教育内容」の「(28)教育実習」に定められた指導項目に基づくものとする。

○教育実習の指導項目は、①～⑥の内容を全て含むこととする。

①オリエンテーション

②授業見学

③授業準備

④模擬授業

※授業計画や教材，指導方法などの妥当性を検討することを主な目的として，受講生同士が教員役と学習者役に分かれるなどして，授業のシミュレーションを行う活動を指す。

⑤教壇実習

※現実の日本語学習者に対して，その学習・教育の効果を狙って，実際に指導を行う活動を指す。

⑥教育実習全体の振り返り

○教育実習実施機関によって教育実習の内容や質に大きな差が生じないように配慮すべきである。

(3) 指導方法

○原則として対面による指導を行うこととする。

○双方向通信可能なメディア等を利用した遠隔による教育実習については，採用しないこととする。今後，将来的な実施に向けて検討が必要である。

(4) 教壇実習の指導時間及び対象

○教壇実習においては，出入国在留管理庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」における日本語教育機関の指導時間の下限である1単位時間（45分）以上の指導を下限としているが，これを改め，一人当たり2単位時間の指導を下限とすることが適当である。また，1回の指導時間を45分以上とし，45分以下に細分化しない。

○教壇実習の対象となる学習者については，日本語を母語としない者を要件とする。

○教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することを要件とし，5名以上に対する指導を標準とすることが必要である。

○大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関においては，その他の授業形態（グループ，マンツーマン等）や，留学生や「生活者としての外国人」，就労者，児童生徒等の活動分野別の教育実習現場を選択的に経験できるようにすることや，レベル別・科目別の指導力を身に付けられるよう努めることが望ましい。

- ・教育実習の質が担保される方策も検討することが必要である。
- ・実践力を身に付けるには教育実習の時間として45単位時間では少なすぎる。
- ・学習者5名以上では下限として少なすぎる。実際の授業を考えれば、学習者10名以上、教壇実習は一人45分×2回程度、少なくとも80単位時間の教育実習を経験するように充実させるべき。
- ・教壇実習を一人45分とし、学習者5名以上に対する指導を行うことは現実的に難しいのではないか。高額な学費を払って学んでいる日本語教育機関の日本語学習者に対して教壇実習の練習台のような立場を要求する制度では形骸化する恐れがある。
- ・教育実習は必修にすべきだが、大学や高等教育機関、法務省告示日本語学校等に限定した上で、一定の期間を定め、当該期間での教育経験を教育実習の履修と見なせるようにしてはどうか。
- ・教壇実習の対象となる学習者を「日本語を母語としない者を要件とする」というのは、理想的ではあるが、現実として難しいのではないか。
- ・「日本語教育＝留学生教育」という考え方が根強くあるため、多様な日本語教師の活動分野における教育実習のモデル案も報告で示してほしい。
- ・教育実習の指導方法について遠隔教育を利用しない理由を明確にしてほしい。特に海外の日本語学習者は遠隔教育で日本語を学んでいる者が多く、対面のみの実習を行うことで多様な日本語学習者への対応や知識を狭めていると考えざるをえない。教育とICTは必須の教育内容に盛り込まれているにもかかわらず、対面実習のみの選択肢しかないことで、ICTの知識を生かした多様な日本語教育の芽を潰す可能性があることについて理解し、改善を検討いただきたい。
- ・国家資格であれば、実習費用等について、国でガイドラインを設けるなどし、適正な費用となるようにしてほしい。

資格取得要件 3 : 学士

- 多様な国籍，ニーズ，背景を持つ外国人に教育者として向き合い，対応できる専門職として期待される日本語教師には，幅広い教養と問題解決能力が必須である。
- 法務省が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する留学生の大半が大学等の高等教育機関に進学を希望する者であることから，公認日本語教師の登録要件の一つとして，学士以上を有することを加えることが適当である。
- 日本語教師が教育職として海外で活躍する上で，国際標準の観点からも学士以上を有することが適当である。

意見募集より

- ・専門家としての日本語教師に求められる資質・能力，養成終了段階に求められる資質能力を満たす上で，学士要件が必要であるという提案に賛成する。
- ・日本語教師を，教員と並び，専門性のある職業として社会的認知を促進するためには，試験による知識の担保に加え，教養として学士以上を求めることに賛成。
- ・留学生や児童生徒，高度人材に日本語を教えることを考慮すると，日本語教師は学士以上であることは必要条件である。特に，学校において今後日本語を教える場合，教職資格のない日本語教師は教員の助手のような存在になりかねないが，それでは教育効果は上がらない。小・中学校の教員と同等の資格，それに準ずる資格とするためには学士以上である必要がある。
- ・日本語教師が大学卒業レベルの職業であることを示すことは処遇改善につながる。よって，学士以上を条件にすることに賛成する。
- ・大卒以上とすることは，資格制度創設の目的の（3）日本語教師の量の確保と（4）日本語教師の多様性の確保に反するのではないか。
- ・多様な職業分野の専門性を有する人材，社会人を含む幅広い層に日本語教師を目指してもらうに当たり，学士以上を要求することがその妨げになる可能性がないか。
- ・学士の要否については，日本語教師を採用する教育機関側がその特性（日本語学習者の学習目的等）に応じて判断することではないか。
- ・国内外の教育機関で指導する場合は学士以上を必須とした方が良いであろうが，国内の生活者，就労者向けの機関においては学士以上でなくても務まるのではないか。
- ・現在高校・専門学校・短期大学を卒業し，日本語教育能力検定試験に合格した者は法務省告示基準の教員要件を満たす。今後は，公認日本語教師として認められないのか。
- ・公認日本語教師が国内外で活躍する日本語教師の国家資格となるのであれば，海外から日本語教育がどのようなレベルと見られるかは学位によって判断される部分もあると思われるため，学士が望ましい。ただし，短大卒業や高等学校卒業なども「准日本語教師」などと段階を付けてはどうか。

【3】試験実施及び登録の体制

- 資格要件となる試験であることから、試験実施及び登録機関を定めることが適当である。全国各地での日本語教育の試験の実施に関する専門的な知見及び資格取得の要件を満たす者を選定する専門的な知見を有する機関を指定することが適当である。
- 受験機会を確保するため、受験回数、受験地域について検討が必要である。
- オンラインによる受験の実施については、今後の検討課題とすることが適当である。
- 試験実施及び登録機関の指定に当たっては、安定的な管理運営が可能となるよう要件を設けて選定することが必要である。

意見募集より

- ・指定試験実施機関の選定に当たっては、公平公正な選考をすべき。
- ・指定登録機関は、公認日本語教師の登録や更新講習機関の管理など役割を限定し、利益相反になる民間企業が管理するような形にならないようにすべき。
- ・指定試験実施機関・指定登録機関の要件を今後検討した上で、広く公開・公表してほしい。
- ・試験実施機関が登録機関を兼ねることは効率化の観点からありえるのではないか。

【4】資格の有効期限

- 日本語教師に求められる資質・能力の維持・向上の観点から、有効期限を設けることとし、その期限は10年程度が適当である。

意見募集より

- ・有効期限は10年が適当であると考え。日本語や日本語教育を取り巻く諸環境は時代とともに変化するものであり、有資格教師であっても一定期間毎に研修を受ける必要があるからである。
- ・知識、能力の維持と日本語教育業界における教育方法の変化スピードへの対応を考えると、10年という期間は長すぎる。3年若しくは5年程度が適正ではないか。制度開始時においては、10年を待たず5年程度から更新講習を受けられるようにしてはどうか。
- ・資格の有効期限を設けることには反対である。日本語教師として働いている人も、人生の長い期間の中には、様々な事情で、一時的にその仕事を離れる人が多くおり、離れている期間に、有効期限が過ぎてしまった場合、復帰を妨げる要因にならないよう配慮すべきである。

【5】欠格事由

- 欠格事由について定める必要がある。
- 教育関係の資格の一般的な欠格事由を参考とすることが適当である。

【6】経過措置

（「日本語教育機関の告示基準」に定められた教員要件を満たす者の取扱い）

○出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号の教員要件を現に満たす者の取扱いについては、新たな資格となる公認日本語教師の要件を満たす者として、一定の移行期間を設け、公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当である。

意見募集より

- ・現在の法務省告示基準の教員要件を満たす日本語教師が、公認日本語教師として登録できるという提案に賛成する。
- ・法務省告示日本語教育機関においては、教員の登録要件を法務省出入国在留管理庁において確認の上、登録されていることから、一定の質は担保されたものと見なし、提案のとおり経過措置として登録を認めるべき。
- ・現行の法務省告示基準の教員要件のほか、解釈指針に記載の内容や、現職者に対する救済措置により旧基準の教員要件を満たし、法務省告示校に勤務している（3年以上の空白期間がない者）者を対象に含むなど、経過措置の対象について具体的に記載すべき。
- ・日本語教師の量の確保にある「潜在する日本語教育人材の掘り起こし」にもつながるものであり、賛成。告示基準を満たすものの日本語教師として職に就いていない者も「公認日本語教師」として登録を行えるようにすべき。
- ・法務省告示校での教育経験がある者となない者では、登録要件を別にした方が良いのではないか。例えば、告示校での教師経験が無い者は、一定期間の教育実習を課すなどが考えられる。
- ・新たな制度により、現行の教育機関に混乱が生じることはないよう、十分な移行期間を設け周知を行う等、対応すべきである。
- ・旧要件では日本語教育の知識がなくても実務経験のみで教員要件を満たすとされていたため、質の担保が十分とは言えないのではないか。現職者も含めて全て再試験を課すべきではないか。
- ・10年の有効期限を設定するならば、教員要件を満たしてから10年以上経過した日本語教師については、更新講習の受講・修了をもって登録を許可すべき。
- ・日本語教師を目指そうとする者に影響が出ていることから、できるだけ早く経過措置の内容及び移行期間を示すべき。

【7】更新講習

(1) 目的

- 資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、日本語教師が資格取得後も、求められる資質・能力を維持できるよう、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」に示された「必須の教育内容」を踏まえた更新講習を受講することとする。
- 更新講習は、日本語教師が定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、日本語学習者に質の高い日本語教育を提供できるようになることを目指すものである。
- 公認日本語教師の資質・能力を維持・向上するため、一定時間以上の更新講習の受講・修了を求めることとする。

意見募集より

- ・日本語教師の自己研鑽は個人に任されており、教育機関によっては研修の機会が充実していないところもある。研修を義務化することは、所属機関に関わりなく、講習を受けることができが良い。
- ・登録要件を満たしていても、日本語教師の職に就いていない、あるいは長く職を離れている者も多いため、いつでも現場復帰できるような講習の仕組みがあれば、日本語教師の量の確保に資する。

(2) 対象

- 更新を希望する公認日本語教師に対して10年間の有効期限を経過する前に、更新講習の受講を義務付けることとする。
- 原則として公認日本語教師に更新講習の受講を必須とする。

意見募集より

- ・初任・中堅・主任研修等を受講した者については、負担軽減の観点から更新講習を免除してはどうか。
- ・10年間の有効期限が過ぎる前に受講することとなっているが、資格創設時の初回の更新講習は、資格取得者が多いことが見込まれるため、更新までの期間を短くし、資格取得者が必要に応じて受講できるよう設定してはどうか。
- ・現代は、インターネット等を活用して自主的に研さんを積むことが容易であることから、更新講習については日本語教師として稼働していない者にのみ義務づけるべきではないか。

(3) 内容

- 更新講習の教育内容は、資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、日本語教師が資格取得後も、求められる資質・能力を維持できるように、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された「必須の教育内容」を踏まえた内容とする。
- 教育内容のうち、必修・選択の区分及び単位時間の配分等については、教員免許更新制を参考に別途検討を行った上で、定めることが適当である。
- 更新講習は、現職日本語教師研修の教育内容とは区別して考えることが適当である。

意見募集より

- ・更新講習の内容は、「必須の教育内容」を基本とするが、それ以外にも時代の変化に対応し、必要に応じて周辺科目を設定することも可能とすべき。
- ・更新講習が実施される場合、どのような内容が想定されるのか、更新講習と現職者研修の内容はどのような関係になるのか、記載すべき。
- ・更新講習は、授業経験時間数によって、授業経験がない者あるいは非常勤と専任教師が自分に必要な講習を選択できるようにすると良い。
- ・休職していた教師が復職する際、教育実習のような実践的な講習があると良い。
- ・資格更新は、現職者には相当の負担となることから、試験ではなく講習受講修了にとどめてほしい。
- ・「一定時間以上の更新講習」とあるが、履修時間を修了基準とするのではなく、講習内容がどれだけ身に付いているかという修得度で判断すべき。

(4) 講習実施機関及び実施体制

- 日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とする。
- 更新講習の実施方法については，日本語教師が受講しやすいように時期を設定するとともに，通信やeラーニング・放送による受講が可能な仕組みを認めることが適当である。

意見募集より

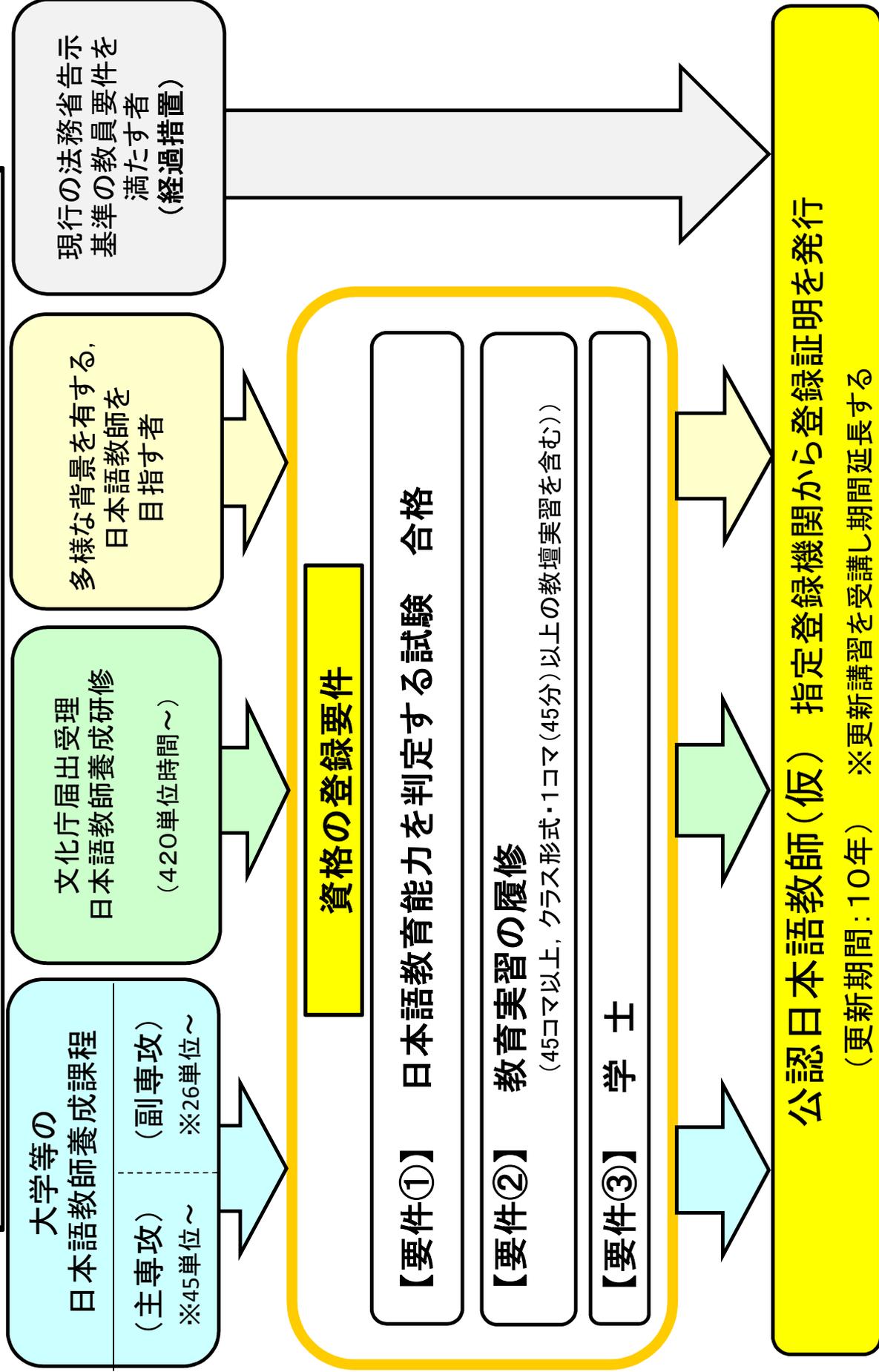
- ・海外在住者や，出産・育児・病気療養などで更新講習が受けられない場合の猶予などについて検討すべき。
- ・地域的格差等によって更新講習が受けられないことがないように，オンラインで学べる仕組みが設けられることが望ましい。
- ・期限を過ぎた場合でも，資格は失効せず，停止の状態となる。更新講習受講後に再度有効となるということについて，説明が必要である。
- ・講習や使用するeラーニング等教材については，質の保証を含めた適正な運営が管理できるような体制である必要がある。
- ・受講料等の更新に係る費用に関して講習受講者の過度な負担とならないよう，配慮すべきである。
- ・10年間の有効期限が過ぎる前に受講することとなっているが，初回の更新講習は3年～5年以内とするなどし，更新までの期間を短く設定した方が良い。初任者の場合，早めに講習を受けることで日々の授業を振り返る機会が得られ，それが教師の質を高めることや離職を防ぐことにつながるからである。
- ・一律の講習ではなく幅広い受講者に対応できる質の高い講習の実施体制構築が求められる。そのためには，更新講習を担当する講師に対する研修が検討されるべきである。

【8】日本語教師の資格の社会的な位置付け

- 「生活者としての外国人」や留学生，就労者，児童生徒など国内外で増加する日本語学習者に，質の高い日本語教育を提供することから，公認日本語教師が専門家としての日本語教師に求められる資質・能力を有することを広く証明するため，公的な資格とする必要がある。
- 日本社会におけるコミュニケーションの基盤となる日本語教育の充実を図ることは，我が国の社会の安定・活力につながるとともに，国際競争力の強化にも資するものであることから，日本語教育に従事する者の資質・能力を担保することは，日本社会にとって必要不可欠なものである。国内外を問わず，多様な業界にわたり専門家としての日本語教師の活躍が期待されており，公的な資格とすることが適当である。
- 技能実習や特定技能などの外国人労働者が日本社会において力を発揮し，住民と共に地域社会の担い手となっていくためには，日本語の力が重要な鍵となることは言うまでもない。留学生施策においても，高度人材の輩出や就職促進などの成果を上げる上で，日本語教育は重要である。人を育て社会を作る日本語教師には相当の資質・能力が求められることから，社会的に認知される公的な資格とすることが適当である。
- 資質・能力が証明された公認日本語教師が日本語教育機関や地域の日本語教室，学校，企業等において活躍することによって，外国人の社会包摂に寄与するものである。
- 公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計することが適当である。
- 「公認日本語教師」以外の日本語教育人材が求められる場で日本語を教えることを妨げるものではない。

- ・公認日本語教師が国家資格となることは、外国人が国内で日本語を学ぶ環境の整備につながる。
- ・公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計することが適当。資格が、さまざまな日本語教育の場で提供される日本語教育の質を判断する目安ともなる。
- ・日本語教師の資格を国家資格化することは、日本語教師を目指す外国人の正当な能力証明になるものと期待する。
- ・日本語教育の専門性の社会的な認知を踏まえた日本語教師の社会的地位向上のためにも、日本語教師の資格を公的な資格、国家資格とするべきである。その上で、学校や企業等における教育には有資格者が指導に当たれるようにすべきである。
- ・公認日本語教師は、日本国内において教育活動を行う日本語教師の資格であることを明確にし、海外の教育現場に混乱が生じないように十分に留意する必要がある。
- ・学校における外国籍等の児童生徒への日本語教育についても、公認日本語教師が一層活動しやすくなるよう、日本語指導の選択肢の一つとして広く周知すべき。
- ・国内の教育機関で活躍する外国人日本語教師の正当な能力証明にもなり、教育の専門職として在留資格としても認められるべき。
- ・活動先として行政・企業・学校教育現場との連携の具体例を挙げるなどし、日本語教育になじみのない方々がイメージしやすく、公認日本語教師の必要性を感じるような示し方を工夫していただきたい。
- ・「公認日本語教師以外の日本語教育人材が求められる場で日本語を教えることを妨げるものではない。」とあるが、公認以外の日本語教師について何ら記載がないことは現場の混乱を招くおそれがあるのではないか。
- ・公認日本語教師以外の日本語教師が、今回の資格創設により、日本語指導の場が一切奪われるようなことがあってはならない。そのことにも配慮した記載が求められる。

日本語教師の資格の仕組みイメージ



3. その他（詳細な検討が必要な事項について）

【日本語教師の資格制度創設の目的（再掲）】

- (1) 日本語教師の質の確保
- (2) 日本語教師の量の確保
- (3) 日本語教師の多様性の確保
- (4) 日本語教師の資質・能力の証明

上記目的を踏まえつつ、試験、更新講習、試験の免除、指定試験機関、指定登録機関及びその他資格制度の実施に関連する事項の詳細については、具体的な実施の在り方等の検討を行うものとする。

(1) 試験について

- 試験の内容のほか、試験の方法について今後検討する必要がある。（再掲）
（「2. 日本語教師の資格制度の枠組み【2】資格取得要件」に記載）

(2) 指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割について

- （「2. 日本語教師の資格の制度の枠組み【3】試験制度及び登録の体制」に記載）

(3) 更新講習について

- 教育内容のうち、必修・選択の区分及び単位時間の配分等については、教員免許更新制を参考に別途検討を行った上で、定めることが適当である。（再掲）
（「2. 日本語教師の資格制度の枠組み【7】更新講習」に記載）

(4) 試験免除等の措置について

- 資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を有する者を判定するため、「養成研修報告」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容（以下、「必須の教育内容」という。）に基づいた知識の有無を測定する試験の合格を要件とすることが適当である。（再掲）
- 「必須の教育内容」に基づいた知識の有無を測定する試験の合格が、資格取得要件の第一要件であることから、制度の枠組みとしては、この要件を満たすことが前提となる。
- その上で、試験の免除等の措置を検討するに当たっては、試験免除（全部または一部）の対象及び範囲等については、試験の受験状況や合格率、日本語教師としての就職率等の進路の状況など具体的なデータや実績等を踏まえつつ検討を行うことが必要である。
- 検討に当たっては、文化庁において実施する日本語教育総合調査「日本語教師養成課程又は講座に関する調査」等の結果を踏まえることが必要である。

○試験免除等の措置については、以下のような意見がある。

【試験の免除は行わないこととする】

- ・一定の質を担保する観点から試験受験を原則とする以上、試験の一部免除は行わず、公認日本語教師となる者は、一律に試験を受け合格した者とすべきではないか。
- ・大学の日本語教師養成課程については、教育内容を含めて大学の裁量に任されており、ばらつきが大きい現状があることから、主専攻の課程に対して試験免除とすることは、資格の質の観点から適切ではないのではないかと。
- ・大学の主専攻は、必ずしも実践家としての日本語教師を養成することを目指すものばかりではないことから、一律に試験免除とすることには問題があるのではないかと。
- ・公的な資格として位置付けるのであれば、試験受験者に対する公平性の観点から特定の機関団体を優遇することなく、等しく開かれた制度とすることが必要ではないかと。

意見募集より

- ・各大学で多様な取組がされていることや学校教員とは採用過程が異なることを考えると、「教員採用試験」の代わりとなるものとして一定の試験を課すことは理にかなっている。
- ・大学の日本語教育課程等が理論に偏る傾向が強い点や、日本語レベルが必ずしも高くない外国人留学生の増加傾向を考えると、試験免除とするのは問題である。日本人であっても日本語力が低い者もあり、課程修了だけをもって日本語教師になれるとすれば、それは学習者にとって不利益となる。
- ・修得単位数では日本語教育の専門的な知識を有しているか判断できない。ある大学では、日本語教師養成科目は少なく、在籍教授の専門性の強い科目が多くなるなど現段階では大学によって必要な知識をどれほど学べるか統一的ではない。
- ・大学で日本語教育を修了した学生数や卒業後日本語教師として在職している数、民間の養成研修修了者数と日本語教育機関への就職数などを集計し検討すべき。
- ・「日本語教師の養成に係る昭和60年報告『日本語教員の養成等について』からの歴史を踏まえ位置付けを正當に評価する必要があるのではないかと」という提案は理解しがたい。その経験のない大学新卒者が教育現場に入っても「指導的教員又は教員の養成にあたる者」という役割を果たすことはできない。歴史を踏まえるよりも現実を踏まえるべきではないかと。

- ・主専攻のみ試験免除とするのは、主専攻を持つ大学の特権化につながり、ひいては大学と社会の乖離^{かいり}につながる恐れがある。多様な学習者に対応するためには、多様な人材が日本語教育の世界に来てくれることが望ましい。「公認日本語教師」という名前の重みからすれば試験免除はなくてもよく、きちんと勉強した人ならば合格できる、透明性の高い試験が必要である。
- ・日本語教師という職業に対する社会的認知や、専門性についての社会的評価が十分ではない中で、一律の国家試験を課すことなく、大学の日本語教員養成課程修了者を一律に試験免除とすることは、公認日本語教師のハードルを下げ、ひいては公認日本語教師のステータスを下げることにならないか。
- ・昨今の学校教育への民間人の登用にも見られるように、教師の多様性は、その人間の人生・キャリアの多様性に裏打ちされている場合が多い。一定の質を担保するためには、他の多くの資格試験と同様に、試験を充実させればよい。

【試験の一部免除を検討する】

- ・文化庁届出受理日本語教師養成研修については、一定の質が担保されていると考えられることから、一部免除として良いのではないか。
- ・大学（主専攻・副専攻）も文化庁届出受理日本語教師養成研修においても、必須の教育内容を踏まえた教育内容が最低限実施されていることが確認できる場合は、試験の一部免除を検討して良いのではないか。
- ・シニアや育児を終えた女性など、多様な背景を有する者が日本語教師として活躍することが想定されることから、日本語教師の養成には多様なルートを確認しておくことが重要である。中でも文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了者の多くが法務省が告示をもって定める日本語教育機関の教員となっているという実績もあることから、一部免除を検討するのが適当ではないか。
- ・一部免除の範囲として、必須の教育内容の基礎問題についてのみ免除有りとし、より深い知識を問う論述問題等は、日本語教師の質を確保する観点から免除せず、試験は全員が受験するという制度の原則を維持することが必要ではないか。

意見募集より

- ・大学の日本語教育課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修の修了者に対しては、一定の教育内容を満たす条件を満たす場合に限定した上で、試験の一部を免除することによって、日本語教師の資格への多様なルートを残すことになり、日本語教師の多様性を維持することにつながるのではないか。
- ・文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了者の過半数が法務省告示校の教員となっているという実績や日本語教育能力検定試験合格率の高さに鑑み、試験の一部免除を適応するのが妥当ではないか。
- ・試験の免除は、一部の大学や養成機関への利益誘導にならないよう、特に慎重に検討すべきだが、一部免除にするのであれば、課程や研修のシラバスや評価基準を提出させるなど、厳格なルールを決めてほしい。
- ・免除の在り方等は今後新試験の詳細を検討する際に議論すればよいが、一部免除あるいは全部免除の可能性を残すことは、日本語教師養成機関の質の向上と日本語教育の専門家の雇用の道を促進する観点から重要ではないか。

【試験の全部免除を検討する】

- ・大学の場合，主専攻 45 単位以上と副専攻 26 単位以上とがある。両方を同一条件にするのは適当ではないのではないか。主専攻修了者は，試験免除にしてはどうか。
- ・資格の制度を構築する上で，大学において将来的な日本語教育の研究者層の厚み・深みを生み出し，日本語教育の実践的学問的な位置付けを高めていくことについても考慮すべきではないか。
- ・公認日本語教師になる者は，今後，教員免許と同様に，大学の主専攻で養成されるようにしていくことが望ましいことから，大学の主専攻は試験免除としてはどうか。
- ・日本語教師の養成に係る昭和 60 年報告「日本語教員の養成等について」からの歴史を踏まえ，主専攻の位置付けを正當に評価する必要があるのではないか。
- ・大学の日本語教師養成課程に対して教職課程に準じて課程認定した上で，試験免除としてはどうか。

意見募集より

- ・適切なカリキュラムが設定され，内部での試験も公正に行われるという前提で，主専攻は試験を全部免除して良いのではないか。
- ・大学の日本語教育主専攻修了者に対する試験の全部免除は，大学における日本語教育や日本語教育研究に対する認識を高め，日本語教育分野の更なる充実を図る上で重要。
- ・主専攻修了者が日本語教師の資格を取得できないということは，大学の提供するロードマップとして破綻していることになり，大学での学びへの過小評価であるとともに，大学の主専攻の存在意義を不明確かつ曖昧にする恐れがある。
- ・試験の免除に関して，主専攻と副専攻を区別すべきではない。45 単位を超える副専攻もあり，必ずしも主専攻修了者の日本語教師としての能力が高いということには当たらないため，同等に扱うことが望ましい。
- ・主専攻の試験の免除は，全ての大学，大学院ではなく，一定条件を満たした大学の課程に限定する必要がある。
- ・大学の日本語教師養成課程等に対する課程認定の導入は慎重にすべきである。日本語教育学を専門とする教員が 1～2 名という大学も多く，一部を除き課程認定への対応は困難である。